

# 2021年7月の梅雨前線に伴う大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金および電気工事費用の特別措置について

2021年7月14日 関西電力株式会社

このたびの梅雨前線に伴う大雨により被災されたお客さまに心から謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、2021年7月の梅雨前線に伴う大雨により災害救助法が適用された市 に隣接する地域において、被災されたお客さま等からのお申し出を受けた場合に、 下記の特別措置を講ずることといたしました。

また、7月12日、「電気特定小売供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に 認可申請し、7月14日、認可を受けましたのでお知らせします。

記

## 1. 対象地域

関西電力送配電株式会社の供給区域のうち、災害救助法適用地域\*に隣接する地域:兵庫県美方郡新温泉町

※鳥取県鳥取市(中国電力ネットワーク株式会社の供給区域)

#### 2. 主な特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日※の1ヶ月延長

2021年6月分、7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期日を1ヶ月間延長させていただきます。ただし、支払期日の延長は、支払期日が2021年7月7日以降となるものに限ります。

※検針日の翌日から30日目

## (2) 不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続きまったく電気を使用されない場合は、そのお客さまの被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヶ月間に限り、料金を免除させていただきます。

(3)被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除 お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、 2022年1月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を 免除させていただきます。

### (4) 工事費負担金等相当額の免除

関西電力送配電株式会社が当該大雨災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

#### 3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コンタクトセンター(0800-777-8810)までお問い合わせください。

以上